

瀬戸市交通事故弔慰金支給条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 28 年 3 月 31 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 20 号

瀬戸市交通事故弔慰金支給条例を廃止する条例

瀬戸市交通事故弔慰金支給条例（平成 11 年瀬戸市条例第 23 号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに廃止前の瀬戸市交通事故弔慰金支給
条例の規定により支給対象となる者に係る交通事故弔慰金の支給につい
ては、この条例の施行にかかわらず、当該支給対象の交通事故弔慰金の
支給までの間、廃止する瀬戸市交通事故弔慰金支給条例は、なおその効
力を有する。